

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和5年12月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の決定及び実施を行っている。保護に要する費用の返還及び徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始、変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、認定に関する事務 ③職権による保護の開始又は廃止に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、認定に関する事務⑥保護に要する費用の返還、徴収に関する事務 ⑥医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務 1 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 なお、2～4については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。
③システムの名称	生活保護システム、庁内中間サーバー、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 15項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市福祉部 生活支援課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市福祉部 生活支援課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	5. 評価実施期間における担当部署	①部署 名護市市民福祉部社会福祉課 ②所属長 社会福祉課長	①部署 名護市市民福祉部生活支援課 ②所属長 生活支援課長	事後	
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月21日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和1年6月21日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和1年6月21日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	なし	新様式に係る項目追加		様式の変更によるもの
令和2年11月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条	事後	
令和2年11月11日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	名護市市民福祉部生活支援課	名護市福祉部生活支援課	事後	
令和2年11月11日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市福祉部 生活支援課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市福祉部 生活支援課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月21日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年11月11日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月21日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月4日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月4日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月4日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条	事後	
令和5年3月22日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月22日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月13日	②事務の概要	<p>・生活保護の決定及び実施を行っている。保護に要する費用の返還及び徴収に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①保護の実施に関する事務</p> <p>②保護の開始、変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、認定に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始又は廃止に関する事務</p> <p>④保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、認定に関する事務</p> <p>⑥保護に要する費用の返還、徴収に関する事務</p>	<p>・生活保護の決定及び実施を行っている。保護に要する費用の返還及び徴収に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①保護の実施に関する事務</p> <p>②保護の開始、変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、認定に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始又は廃止に関する事務</p> <p>④保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、認定に関する事務</p> <p>⑥保護に要する費用の返還、徴収に関する事務</p> <p>⑥医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務</p> <p>1 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>2 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>3 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>なお、2～4については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。</p>	事後	事務追加に伴う変更
令和5年12月13日	③システムの名称	生活保護システム、庁内中間サーバー、団体内統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、庁内中間サーバー、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末	事後	利用システム追加に伴う変更
令和5年12月13日	II 1. 対象人数の計数か いつ時点	令和5年3月1日時点	令和5年12月13日時点	事後	しきい値の変更を伴わない時点変更
令和5年12月13日	II 2. 取扱者数の計数か いつ時点	令和5年3月1日時点	令和5年12月13日時点	事後	しきい値の変更を伴わない時点変更